

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める事項は次に掲げるものとする。

(1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

ア 種名

イ 卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨

ウ 数量

(3) 捕獲等をする目的

(4) 捕獲等をする区域及び当該区域の状況

(5) 捕獲等の方法

(6) 捕獲等をしようとする期間

(7) 捕獲等をした個体の取扱い方法

2 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した県内希少野生動植物捕獲等届出書（別記第 1 号様式）を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

（県内希少野生動植物の捕獲等の制限等をする場合）

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の規定による捕獲等の制限又は必要な措置をとるべきことの命令は、書面により行うものとする。

（県内希少野生動植物の捕獲等の届出に係る適用除外）

第 8 条 条例第 13 条第 6 項第 1 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

(2) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める大学共同利用機関をいう。以下第 9 条、第 23 条及び第 28 条において同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。)

(3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 3 若しくは第 38 条又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。)

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ウ 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港漁場整備法第 34 条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

カ 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 7 条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

キ 道路を設置し、又は管理すること。

ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。

サ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

シ 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）第 1 条第 2 項に規定する航路標識（以下

- 「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。
- セ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民族文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により指定された県重要文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された県重要民族文化財又は同条例第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- ハ 鉱業法(昭和25年法律第289号)第4条に規定する鉱業、採石法(昭和25年法律第291号)第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヒ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- フ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林の区域等」という。)において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為(同法第44条において準用する場合を含む。)
- 2 条例第13条第6項第2号の規則で定める場合は、草原の維持管理のために行う野焼き及び採草に伴って捕獲等を行う場合をいう。
(指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に係る適用除外)
- 第9条 条例第14条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。
- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。))にあっては知事に通知したもの)に限る。)
- (3) 第8条第1項第3号ア及びイに掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、第8条第1項第4号アからフまでに掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)
- 2 条例第14条第3号の規則で定める場合は、草原の維持管理のために行う野焼き及び採草に伴って捕獲等を行う場合をいう。
(指定希少野生動植物の捕獲等の目的)
- 第10条 条例第16条の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。
(指定希少野生動植物の捕獲等の許可の申請及び許可証等)